

1 失効してから6か月以内の方（うっかり忘れた方）

対 象 者	◎ 失効してから6か月以内の方（更新の手続をうっかり忘れた方）
試 験 内 容	◎ 学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。
受 付 時 間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません）
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍等）の記載された住民票（6か月以内に交付を受けたもの。） ※ 外国籍の方も必要となります。 ○ 失効した運転免許証等（返納の義務があります。）マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。 ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。） ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍等）の記載されたものを準備してください。（「本籍（国籍等）省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍等）の記載された住民票のほか、マイナンバーカード、健康保険証（資格確認書等含む）、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 外国籍の方が住民票を提出する場合は、国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているものが必要となります。（6か月以内に交付を受けたもの。） ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。
参 考 事 項	◎ 失効したことにより、以前の運転経歴が継続されないことから、「優良免許証又は5年間有効な免許証」は交付されません。

◎ 申請手数料、講習手数料（交付手数料等は、別紙のとおり）

申請手数料	全 免 種	1,950円（申請免種ごとに必要です。）
講習手数料	一般講習800円、初回・違反講習1,400円	

別紙

- ◎ 交付手数料等
- 免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の 両方
交付手数料	2, 3 5 0 円	1, 5 5 0 円	2, 4 5 0 円
併記手数料	1 免種につき		2 0 0 円ずつ加算

お問合せは 0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0 運転免許センター試験係まで